

太田市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月20日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第101号

太田市介護保険規則の一部を改正する規則

太田市介護保険規則（平成17年太田市規則第149号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「様式第1号。」を削り、同条第2項中「（様式第2号）」を削る。

第3条第1項中「様式第3号。」を削り、同条第2項中「（様式第4号）」を削り、同条第3項中「様式第5号。」を削り、同条第4項中「（様式第6号）」を削る。

第4条第1項中「（様式第7号）」を削り、同条第2項中「（様式第8号）」を削る。

第6条第1項中「（様式第9号）」を削り、同条第2項中「（様式第10号）」を削る。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（書類の様式）

第7条 次に掲げる書類の様式は、市長が別に定める。

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- (2) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）決定通知書
- (3) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- (4) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認（不承認）通知書

- (5) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了届
 - (6) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定
通知書
 - (7) 介護保険利用者負担額免除申請書
 - (8) 介護保険利用者負担額免除決定通知書
 - (9) 介護保険料徴収猶予・減免申請書
 - (10) 介護保険料徴収猶予・減免決定通知書
- 様式第 1 号から様式第 10 号までを削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。